

公共図書館と学校図書館の連携・協力

遠藤 玲

1950（昭和 25）年に制定された図書館法は、公共図書館と学校および学校図書館との連携・協力について、次のように規定している。同法第3条では、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意」することを定め、第4号で「他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと」、第9号では「学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること」を規定した。このように、図書館法では第4号と第9号で公共図書館と学校、公共図書館と学校図書館という二重の連携・協力関係を定めている。公共図書館と学校および学校図書館の連携・協力は、「古くて新しいテーマ」として、図書館界で事例報告や実践報告がなされてきた。しかし、2000年代前半の法律や報告書を踏まえて、学校教育支援を展開するには、公共図書館職員が学校の教育組織とより密接に関わることが必要である。だが、学校教育支援を視野に入れた公共図書館と学校図書館の連携・協力の分析・考察は、十分には行なわれていない。

そこで、本研究では、2000年以降の公共図書館と学校図書館の連携・協力を対象として、法律や報告書の影響も考慮に入れながら、連携・協力の内容と現状をまとめ、連携・協力のあり方や課題について分析・考察した。その際、連携・協力の構成要素を踏まえた上で分析した。研究方法としては、文献調査を用いた。

研究の結果、以下の事柄が明らかになった。

- ・文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」の2001年度と2014年度の統計を比較すると、公共図書館と連携している学校は、小・中・高等学校ともに総学校数に対する比率が増加した。連携内容では、図書館資料の貸借、定期的な連絡会、公共図書館司書等の巡回訪問、その他の各項目を行なっている学校の比率は、いずれも増加している。
- ・学校図書館を利用した授業作りがされるようになり、国語や総合的な学習の時間の授業支援が多く行なわれるようになってきた。公共図書館と学校図書館が連携する目的として、学校の授業をより効率よく豊かに行うこと、教員を支えること、子どもたちの読書活動を支援すること、等を記した文献がみられた。
- ・小・中・高等学校と、学年が上がるごとに図書館の利用や読書量が少なくなっている。学年が上がっても読書活動が継続されるように学校図書館が働く必要があり、それを支えるために、豊富な資料と人がいる公共図書館との連携が望まれている。
- ・学校図書館支援センターを設置し、支援センターを基点として、公共図書館と学校図書館の連携を図る事例がみられた。一方、小規模な自治体では、支援センターを設けずに、学校と公共図書館とが直接連携し、学校図書館の自立した経営を支援する例がみられた。
- ・公共図書館の司書と学校図書館の司書が、司書同士で交流会を設け、研修会を開く連携がみられた。また、教育委員会等が、学校図書館政策を持つこと、政策を文章化すること、学校管理運営規則等で学校司書を条文化することが、長期にわたって学校図書館が公共図書館と連携し、よいサービスを行なうために必要であることが、指摘されている。
- ・今後の公共図書館と学校図書館の連携・協力では、ネットワーク化と人の配置が重要なポイントである。公共図書館と学校図書館の連携・協力は、それぞれの自治体、公共図書館、学校や学校図書館が実現できるところから取組みを開始し、継続的な連携・協力の関係を築くことが必要である。

（指導教員 大庭 一郎）